

2007年札幌市長選挙における福祉関係政策要請書

2007年札幌市長選挙において、市長候補予定者上田文雄氏に21世紀の福祉を考える北海道民の会代表幹事竹田保は以下の内容で要請いたします。

私達が暮らす180万人都市札幌市は、観光、経済、そして豊かな自然に恵まれた愛すべき街ですが、障がい者や高齢者、妊婦や子どもなどの社会的な支援を必要とする人々にとっては、多くの課題を前に個々には解決し得ない状況があり日々の生活にさやかな希望を求めています。

所得や地域サービスの格差は、そこに住む人々のサービスの格差となって現れ、必要なサービスを受けることが出来ないという問題を出現させました。自立から自律へと言葉が変わってゆく中で、最低限の生活さえも抑制し自己責任による生活を強いられる方向へと進んでいます。

政治が調整すべき役割の一つとして、サービスを必要とする全ての人へ公平にサービスを分配し誰もが住み慣れた地域で暮らしていける環境を提供することがあります。

そして上田市長がその任期中の昨年10月に「市民が主役のまちづくり」を進めるために定めた「札幌市自治基本条例」に基づき、以下の項目の実現のために最大限の努力をお願いします。また下記の項目について私達は最大限の協力を行ないます。

1. 優しさと思いやりを基準にした新たなバリアフリー基準

現在のバリアフリー基準は数字で基準を作成しているために、利用者への優しさや思いやりに欠ける面が数多く見受けられます。昨年末の地下鉄琴似駅での車椅子利用者の転倒死亡事故ではバリアフリー基準に合致したスペースの傍らに死亡事故に繋がる段差がありました。多様な障がい程度や種別が存在し、様々な支援を必要とする人々の暮らしを考えたときに数値化された基準だけでは社会のバリアを消し去ることは出来ません。利用者の視点や思いにたって対応できる地域環境を創っていくことが大切であり必要です。そのためにも障がいによって避けることが出来ないバリアの解消を数値に頼るだけではなく、誰もが思いやりや優しさを持ってバリアを消していくための新たなルール作りを目指し、箱物バリアフリーから優しさ、温もり、思いやりを基準に加えたハートのバリアフリーへと新たなバリアフリー基準への転換を目指してください。

バリアフリー基準へ利用者への安全と安心の配慮を加える

障がい体験を義務化する

ニーズ把握と説明責任を明確にする

都市間バス、空港連絡バス、自家輸送バス、タクシー等の交通手段のバリアフリー目標を設定する

バリアフリー周知への取組み行い、ソフト面でカバーする仕組みを作る

2. 誰もが地域でいきいきと暮らしていける福祉サービス

昨年、多くの障がい者の反対を押し切って障害者自立支援法が施行されましたが、障害者自立支援法ではサービス利用によって自己負担が一定額まで増えていく応益負担の考え方を採用したためにサービスの利用抑制が生じ、また自治体間による負担の格差も生じ、必要な福祉サービスを受けることが利用者の所得や住んでいる地域によって不公平が生じることとなりました。不足する財源を有効的に使用することで地域間格差や利用抑制をなくし、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていけるために福祉サービスの充実と障害児の教育機会の保障を進めるために学校内介助者の配置や通学の保障を目指してください。

必要なサービス利用が可能となるように全体的に向上する

先駆的先進的な事例への顕彰を行なう

必要なサービス提供を行うための財源確保への取組みを行う

障がい者の所得向上へ向けた取組みを行う

自己負担のあり方検討を行なう

3. 地域交通の確保に向けた新たな公共交通サービス

昨年、道路運送法が改正され市民活動としての移送サービスが法的に認められました。特に札幌市は寒冷積雪地域に属し障がい者や高齢者等の移動困難者の支援は必要不可欠です。日々の移動手段の確保はもちろんですが、災害時や緊急時の移動手段の確保は、全ての札幌市民の安全と安心を確保するためには最低限保障されなければなりません。季節に関係なく誰もが必要とする移動手段を確保するためには新たな公共交通サービスを作り上げていく必要があります。市民活動としての移送サービスを活用して不足する救急車の二次搬送や地域バスとしての活用を含めて、通院のみならず移動手段の確保を目指して新たな公共交通サービスの確立率を目指してください。

移送サービスの普及啓発に向けて支援を行う

安全を確保するための研修体制への支援を行う

災害緊急時の二次搬送として移送サービスの活用を支援する

通勤・通学手段を保障する

札幌における地域交通のあり方を検討する

4. 障害者への差別をなくす条例

昨年、12月に国連では、「障害者権利条約」が成立し、10月には、千葉県で「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が成立しました。国連の条約は、日本政府も賛成し、今後、その批准に向けた議論と手続きが進められますが、千葉県では、先駆的な取り組みとして国内法制の制限を受けながらも丁寧で広範な議論によりこの条例を制定しました。

これは、障がい者が社会で生きていくうえで、明確な差別を社会としてなくす

ことをマナーではなくルールとしての確立であり、障がい者がその障がいのために受けてきた困難さや不便さを哀れみや慈善的な精神ではなく、ひとりの人間の尊厳や人権を尊重する立場から問題解決を進めることへの宣言でもあります。

併せて、上記1～3の課題解決のために必要な基本的視点とも言えます。

そして、障がい者が受けてきた社会生活における差別や偏見及び制限と制約の解消への努力は、すべての人々が安心して安全に暮らせる社会を創り出すための大きな要素であり、誰もが尊重される地域社会の実現に寄与するものであり、こうした条例の制定を目指してください。

以上の4項目の実現に向けて政策要請します。

2007年 2 月 21 日